

第 1 事務及び事業の見直し

1 労災医療と地域医療における役割

次期中期目標において、地域医療への貢献について法人が果たすべき役割を明確にし、都道府県等が進める地域医療に積極的に貢献するため、保有するデータベースを活用するなどにより地域における役割や機能を分析・検証した上で、各病院の特性を活かしつつ、地域の実情に応じた効果的かつ効率的な医療サービスを提供することにより、地域医療に貢献していく。

2 経営改善に向けた取組

本部主導の下、厚生年金基金制度の見直しに関する法改正を踏まえ、国への代行返上並びに予定利率及び給付水準の引下げを含めた厚生年金基金の新制度への移行や、不足する医師の確保を進めた上で、次期中期目標期間中に、以下の取組を行うとともに、更なる収入確保・支出削減対策に取り組む。

(1) 繰越欠損金の解消計画の策定

- ・ 繰越欠損金の解消計画の策定に当たっては、解消を図るために必要な法人全体の取組内容のほか、各病院における年度ごとの解消額、目標期限及び達成できなかった病院の運営体制等の見直し方針について具体的に定める。

(2) 個別病院単位の財務関係書類の作成等

- ・ 個別病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的・統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類について、遅くとも平成26事業年度分から作成、公表し、ガバナンス機能の向上を図る。

(3) 他法人の事例を参考とした取組等

- ・ (独)国立病院機構の取組事例を積極的に取り入れた上で経営改善を進めるものとし、同機構との人材交流などを図ることについて検討する。
- ・ 同機構を始めとする他法人との連携をより推進し、業務運営の効率化・財務内容の改善を図る。

(4) 本部事務所の移転

- ・ 本部事務所について、年間賃借料に相当な経費を要していることから、移転を図り、経費の削減を行う。

3 次期中期目標における新たな目標設定等

次期中期目標期間において、「すべての労働者が安心して働ける社会の実現」のため、産業保健・予防医療、労災医療、職場復帰支援・両立支援の各分野において、適切なサービスが提供可能な体制を構築し、労働者の業務上疾病等に係る予防・治療・職場復帰を一貫して実施するとともに、次期中期目標において、新たに次の目標設定等を行う。

(1) 業務運営の透明性の向上等

- ・ 法人が有する臨床評価指標を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標については、病院ごとの目標管理を行い、その実績を業務実績報告書において明らかにする。
- ・ 新医薬品等の開発促進に資するため、治験の推進に係る具体的な取組目標を次期中期目標に明記する。
- ・ 未払賃金立替払事業に係る情報開示をより充実させるために、年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにする。

(2) 両立支援・職場復帰支援／労働者の健康支援に係る研究の取組

- ・ 産業保健支援の枠組みと相まって医療を提供する労災病院グループの特徴を活かし、がんや脳卒中等の患者に対して、労災疾病研究で得た知見を活用して、職場復帰や治療と就労の両立支援に向けた取組を行う。
- ・ 就労年齢の延長に伴い、基礎疾患を有する労働者が増加するなかで、作業と関連した疾患増悪リスク、就労を視野においた支援や治療方針の選択等について、病院等でデータを収集し、解析する。

(3) 労災疾病等に係る研究開発の推進

- ・ 現在の労災疾病等に係る研究開発分野（13分野）について見直しを行うとともに、研究支援体制の整備（研究データ収集を行う事務補助スタッフの確保等）、病職歴データベースの整備・活用等により、研究開発の推進を図る。

(4) 燕労災病院（新潟県燕市）の再編

- ・ 新潟県の「県央基幹病院基本構想策定委員会」における検討状況を踏まえつつ、燕労災病院の再編について検討を行う。

(5) 労災リハビリテーション作業所の完全廃止

- ・ 在所者の退所先の確保を図りつつ、平成27年度末までに全施設（平成24年度末：3施設）を廃止する。

(独)労働者健康福祉機構の組織・業務全般の見直し案の概要

第2 業務実施体制の見直し

1 産業保健三事業の一元化

産業保健三事業（産業保健推進センター事業、地域産業保健事業、メンタルヘルス対策支援事業）の一元化に当たっては、事業拠点の集約化や管理業務の効率化を徹底することにより、重複する業務を極力排除するとともに、次期中期目標において、ワンストップサービス等により発揮される成果目標を具体的に明記する。

2 管理業務の本部等への集約化

業務の効率的な運営を図る観点から、管理業務を本部等へ集約化するなどし、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討する。

3 独立行政法人労働安全衛生総合研究所の業務との一体的実施

（独）労働安全衛生総合研究所の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限に発揮できる体制を構築する。

4 優秀な人材の確保、育成

質の高い医療の提供及び安定した運営基盤を構築するため、優秀な人材（特に医師）の確保、定着、育成について充実・強化を図る。

第3 業務全般に関する見直し

第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行う。

- 1 具体的かつ定量的な目標設定
- 2 内部統制の充実・強化
- 3 運営費交付金額算定の厳格化
- 4 「平成24年度決算検査報告」（平成25年11月7日会計検査院）の指摘を踏まえた見直し